

市町村民税 給与支払報告 に係る 給与所得者異動届出書
 道府県民税 特別徴収

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税、道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職、転勤等）した場合は）提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動がある日の翌月10日です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 継続徴収を行う場合はありますので、本件内へ記入してください。訂正する場合は二重紙で捺印してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

整理番号

5年度 6年度

課税関係氏名 担当者

住所
 市町村民
 令和 年 月 日 提出

給与支払者
 市町村民長

個人番号又は法人番号
 (右詰めでご記入ください)

特別徴収税額 (ア)

未徴収税額 (ウ)

異動年月日

異動の事由
 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

1. 転勤・転籍
 2. 退職
 3. 死亡
 4. 体職
 5. 長欠
 6. 支払少額
 7. 支払不定期
 8. その他

番号を記入

番号を記入

番号を記入

特別徴収税額の徴収方法
 特別徴収継続
 一括徴収
 普通徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先へは、
 月割額 を 月分

（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否
 必要 不要

番号を記入

番号を記入

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
 ((ウ)と同額)を
 右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、
 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
 3. 死亡による退職のため。

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を、ご確認ください。